住所　大阪府八尾市南本町７丁目２番33号
金鎭宗　平成元年４月４日生
住所　大阪市旭区大宮４丁目11番17―512号
黄吉成　昭和44年４月３日生
住所　大阪府東大阪市稲田新町２丁目９番31号
李孔明　昭和46年３月23日生
曹司穗　昭和45年１月11日生
李永熙　平成11年10月30日生
住所　堺市堺区永代町６丁２番７号
高誠知　昭和55年９月28日生
住所　大阪府東大阪市柏田本町13番３号
徐榮健　昭和36年３月13日生
朴知惠美　昭和43年５月30日生
徐夢加　平成６年10月４日生
徐仁夢　平成12年２月８日生
徐夢心　平成19年１月５日生
住所　大阪市鶴見区今津南２丁目４番38―106号
金榮子　昭和35年12月13日生
住所　大阪市城東区今福南４丁目２番20号
高孝行　昭和53年３月７日生
住所　堺市北区長曽根町1179番地６
金祥哲　昭和41年２月11日生
住所　大阪府東大阪市上六万寺町７番２号
姜世紀　昭和48年２月３日生
住所　大阪市天王寺区小橋町14番78―1011号
李喜三子　昭和48年９月５日生
住所　大阪市東成区深江南２丁目３番２号
朴萬守　昭和55年８月９日生
住所　大阪市生野区巽北４丁目１番33号
白容愛　昭和47年６月９日生
住所　大阪市東成区中道３丁目13番６号
金仁秀　昭和58年３月４日生
住所　大阪市港区港晴４丁目14番２号
朴隆司　昭和45年７月30日生
朴道代　昭和48年４月２日生
住所　大阪市生野区鶴橋１丁目７番12号
尹賢秀　昭和42年12月25日生
住所　大阪市北区天満１丁目４番19―407号
裵美子　昭和29年８月24日生
金佑佳　昭和60年10月15日生
住所　大阪市城東区諏訪２丁目４番３―202号
丁美幸　昭和58年１月８日生
住所　大阪府東大阪市若江北町３丁目３番28―201号
丁美保　昭和59年７月22日生

住所　大阪市中央区安堂寺町２丁目６番11―1908号
高孟範　昭和54年４月２日生
住所　大阪府東大阪市渋川町１丁目10番20号
許基大　昭和60年12月７日生
住所　大阪市旭区森小路２丁目２番14号
朴秀南　昭和12年８月10日生
住所　大阪市天王寺区玉造元町３番６―605号
方成玉　昭和47年１月24日生
住所　大阪市生野区鶴橋４丁目６番２号
金好浩　昭和58年10月13日生
住所　大阪市西成区長橋１丁目９番２―906号
朴紀子　昭和46年１月13日生
住所　大阪府松原市別所８丁目12番３号
許清則　昭和45年４月16日生
住所　大阪市東成区中本１丁目11番３号
金淑子　昭和27年９月10日生
金海修　昭和60年10月７日生
住所　大阪市東成区神路４丁目９番14号
金栄徹　昭和62年１月19日生
住所　大阪市東住吉区中野１丁目２番３号
朴寅秀　昭和39年３月６日生
住所　大阪市北区大淀北１丁目２番19―902号
奇末来　昭和53年９月７日生
住所　堺市堺区協和町５丁481番地
鄭龐美　昭和57年12月14日生
住所　堺市堺区協和町３丁155番地２
金和代　昭和36年６月20日生
住所　堺市堺区協和町５丁481番地
金美幸　昭和43年４月６日生
住所　京都府木津川市山城町綺田柏谷36番地１
李惠美　昭和61年８月11日生

○厚生労働省告示第五百八十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日　厚生労働大臣　三井　辨雄

別表第１に次のように加える。

1096　単回使用陰圧創傷治療システム

○厚生労働省告示第五百八十二号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日　厚生労働大臣　三井　辨雄

本文に次のように加える。

801　単回使用陰圧創傷治療システム

○農林水産省告示第二千五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月五日　農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字水梨甲二六八一の一、甲二六八一の二、甲二六八二の二から甲二六八二の四まで、甲二六八三の三、甲二六八三の四、甲二六八三の七、甲二六八五の二、甲二六八八の四、甲二六八八の八、甲二六八九の二、甲二六八九の四、甲二六九〇の一、甲二六九〇の二、甲二六九一の二四、甲二六九五、甲二六九九、甲二七一二、甲二七一三の二、甲二七一三の六、甲二七二二の一、甲二七二二の四、甲二七二二の六、甲二七二二の八、甲二七二五、甲二七三〇の三、甲二七四三の一、甲二七四三の二、甲二七四四の二、甲二七六一の一〇、甲二七六三の二から甲二七六三の五まで、甲二七六八の三、甲二八一六、甲二八二三の三、甲二八四一の三、甲二八七六の二、甲二八七九の二、甲二九〇五、甲二九一二の四、甲二九一四の二、甲二九二〇、甲二九二三の二、甲二九二八の二、甲二九二八の三、甲二九三〇、甲二九四三、甲二九四五の二、甲二九四六の一、甲二九四七の一、甲二九四七の二、甲二九五九の三、甲二九六二、甲二九六八の二、甲二九六九の二〇〇、甲二九七三、甲二九七七の四、甲二九八三の一、甲二九八五の一、甲二九八六、甲二九八八、甲二九九三の一から甲二九九三の三まで、甲二九九五、甲三〇〇〇の一、甲三〇〇〇の二、甲三〇〇一、甲三〇〇七、甲三〇一〇の一、甲三〇一〇の二、甲三〇一四の一、甲三〇一四の二、甲三〇一七の二、甲三〇二二の一から甲三〇二三の四まで、甲三〇二三の一、甲三〇二五、甲三〇三〇の一、甲三〇三〇の二、甲三〇三一の三、甲三〇四二、甲三〇四五の三、甲三〇四六の一、甲三〇四六の五、甲三〇四六の六、甲三〇五四、甲三〇五六の三、甲三〇五六の四、甲三〇五七、甲三〇五九、甲三〇六二の一から甲三〇六二の三まで、甲三〇六三の一から甲三〇六三の四まで、甲三〇六四、甲三〇六五の一から甲三〇六五の四まで、甲三一〇五、甲三一〇六、甲三一〇七の三、甲三一〇八の三、甲三一一一の一、甲三一一一の二、甲三一一三の二、甲三一一四の一、甲三一一五の三、甲三一一六の一、甲三一一七の三、甲三一一八の二、甲三一二一、甲三一二二の六、甲三一二二の七、甲三一二六、甲三一二七の三、甲三一二八の一、甲三一二八の八、甲三一三〇の一から甲三一三〇の三まで、甲三一三四の六、甲三一三五の二、甲三一三五の三、甲三一三五の五、甲三一四二、甲三一四三、甲三一五六、甲三一五九の三、甲三一一八の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月五日　農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町三都橋字カンハカタハ二五の一二・二五の一七・二五の二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、田峯字庄ノ津八の一（次の図に示す部分に限る。）、八の二〇、字横草一、二、三の一、四の一、五、六、七の一、七の二、八、九、豊根村富山字上山中五一の一から五一の三まで、五二の三

二　指定の目的　水源の涵養